

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置用ボール循環ポンプ（B）入口弁の点検において、電動機駆動から手動操作への切換え機構に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	復水補給水系復水移送ポンプ（A）の点検において、軸受用油レベル計のカバーガラスに割れが認められたため、当該カバーガラスを交換	GⅢ	
3	1号機	主タービン前部制御機器収納ラック保護カバー内面の点検において、防音・防錆材に一部剥離が認められたため、当該部を補修塗装	GⅢ	
4	1号機	主復水器（B）用チューブの目視検査において、チューブ（4本）に判定基準外れが認められたため、当該チューブに閉止栓を取付	GⅢ	
5	3号機	原子炉圧力容器上蓋締付け装置（No. 4）の点検において、上蓋締付けボルト把握部の停止位置検出用スイッチに動作不良（接触不良）が認められたため、当該スイッチを交換	GⅢ	
6	3号機	サービス建屋換気空調系冷凍機室内に設置されている火災警報用煙感知器の脱落が認められたため、当該煙感知器を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	コントロール建屋計算機室内空調機の点検において、ファン出口風量調整ダンパ駆動機構用部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
8	5号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置（A）の膨張弁に凍結現象が認められたため、当該弁を点検・修理及び冷媒充填量の確認・補充	GⅢ	
9	6号機	原子炉建屋6階換気空調系冷却装置（A）の送風機（A）駆動用電動機の点検において、ファンカバーに著しい腐食が認められたため、当該カバーを交換	GⅢ	
10	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）用チューブの渦流探傷検査において、判定基準を満たさないチューブ（1本）が認められたため、当該チューブを交換	GⅢ	
11	その他	使用済燃料共用プール建屋3階に設置されている放射線管理区域雑動力用電源ケーブルに配線施工不良が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	GⅢ	